

平成30年12月13日

高岡ガス株式会社の託送供給約款変更認可申請について

本日、中部経済産業局は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第48条第2項の規定に基づく託送供給約款の変更認可申請を高岡ガス株式会社から受理しました。

今後、電力・ガス取引監視等委員会において、中立的・客観的かつ専門的な観点から厳正に審査が行われます。

概 要

今回の託送供給約款の変更認可申請は、高岡ガス株式会社の現行託送供給約款料金原価のうち同社が供給するガスの卸元である一般ガス導管事業者の「事業者間精算費」が変更となっていることから変更認可申請が行なわれたもの。

※「託送供給」

- ・ 託送供給とは、ガスを供給する事業を営む他の者から導管によりガスを受け入れたガス事業者が、同時に、その受け入れた場所以外の場所において、当該他の者のガスを供給する事業の用に供するためのガスの量に応じて、当該他の者に対して、導管によりガスの供給を行うこと。

託送供給の料金を定める託送供給約款は国の認可を受けることとなっている。

※「事業者間精算」

- ・ 最終需要家へのガス到達までに2事業者以上の導管を通過する場合に、ガス導管事業者間で連結託送供給に係る費用を精算する仕組み。

(お問い合わせ先)

中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局電力・ガス事業課長 藤木

担当：柳澤

電話：076-432-5589(直通)

【変更申請の主な内容】

1. 変更申請の内容

・旧託送供給約款料金（変更前） （税抜）

2部料金	定額基本料金（円）	従量料金単価（円／m ³ ）
料金表A	700.00	61.52
料金表B	956.00	51.28

（税抜）

3部料金	定額基本料金（円）	流量基本料金（円／m ³ ）	従量料金単価（円／m ³ ）	低圧導管利用に係る従量料金単価加算額（円／m ³ ）
料金表C	43,193.00	506.00	3.01	7.17

・新託送供給約款料金（変更後） （税抜）

2部料金	定額基本料金（円）	従量料金単価（円／m ³ ）
料金表A	700.00	71.46
料金表B	956.00	61.20

（税抜）

3部料金	定額基本料金（円）	流量基本料金（円／m ³ ）	従量料金単価（円／m ³ ）	低圧導管利用に係る従量料金単価加算額（円／m ³ ）
料金表C	43,193.00	506.00	20.85	3.17

・新旧の託送供給約款料金の平均単価及び改定率 （税抜）

旧平均単価（円／m ³ ）	新平均単価（円／m ³ ）	改定率（%）
48.40	60.05	24.07

2. 実施期日

平成31年4月1日実施予定